

資料1

〇一宮町のバリアフリー化についての経緯と協議会設置について

バリアフリー新法第27条（基本構想の作成又は変更を提案することができる）に基づき、平成20年7月30日に「バリアフリーのまちづくり研究会」代表可世木博親さんから、「基本構想の策定とその推進について」町長に要望書が提出され、バリアフリー新法施行前の施設であるJR上総一ノ宮駅や周辺国県道についてバリアフリー化を強く推進してもらいたいとの内容で、町はこれを受け基本構想策定に向け推進していくことを8月に広報で公表しました。

基本構想策定につきましては、法に位置づけられている委員をもって協議会を設置し、策定された構想にある事業は、法により実施が各関係機関に義務づけられます。そのため、各施設管理者（国県道管理者・JR・公安委員会等）は予算と労力を伴うため、各施設管理者と十分な協議が必要とされます。特に国県道はバリアフリー道路基準構造を見ますと、歩道幅最低1.5m確保、歩道の車道に対する高さ5cm、横断勾配1%以下となっており、一宮町の国県道に置き換えると、街なかの商店街全て用地買収を伴うものとなり、9月から町は「バリアフリーのまちづくり研究会」の方々と協議を重ね、国県道管理者である千葉県と協議をした結果、バリアフリー新法に基づく一宮の構想実現には、多くの課題が生ずることが判りました。

以上のことから、バリアフリー新法に固執するのではなく、バリアフリーの原点に立ち返り、一ノ宮駅や国県道の現状を検証し、バリアフリー化を進めていかなければなりません。

そのためには、重点整備地区を定め、その地区内をどのようにバリアフリー化していくのか、検討されたバリアフリーの項目をどのようにして実現していくのか、法定協議会は先の課題として、任意の協議会を設置し、審議していきたいと考えます。